



おすすめ! みんなのSDGs



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

湖南省は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員は、法務大臣に委嘱された民間のボランティアのかたがたで、湖南省で活動している委員は9人です。主な活動内容としては、市内の幼稚園、保育園、こども園、小中学校での人権教室、人権の花運動や啓発月間、週間での街頭啓発などに取り組んでいます。

人権教室では、映像を活用した紙芝居や人形劇、スポーツ選手などを講師に迎え、ゲームや体験談から身近な人権について考え、学んでもらう教室を実施しています。

また、市では月に2回、人権擁護委員が相談に乗る「人権なんでも相談」を市内の施設で実施しています。相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがあったら気軽に相談してください。

私生活の中で困っていることや、いじめ、女性に対する人権差別など、さまざまな人権に関する相談を受け付けています。事前予約は不要です。



▲人権擁護委員のき章



▲人権啓発活動用バッジ

問人権擁護課（東庁舎） TEL0748-71-2322 FAX0748-72-3788

消費者
悩みの相談室

もしもに備えて

デジタル遺品を知ろう

日常生活にパソコンやスマホが欠かせない現代ならではの問題として、「デジタル遺品」が注目されています。自分自身に何かあったときに家族（遺族）が困らないよう知っておきましょう。

●デジタル遺品って何？

故人のパソコンやスマホなどのデジタル機器に保存されたデータやネットサービスのアカウントなどのことです。

●ログインパスワードが分からないと…

デジタル機器内には、写真データ、友人や知人の連絡先、金融機関の口座やサブスクリプションサービスのアカウント情報まで、本人のあらゆる情報が保存されています。

しかし、各デジタル機器のログインパスワードが分からなければ、遺族は、これらの情報にアクセスすることができず、葬儀や相続手続きなどが非常に困難になるおそれがあります。

ログインパスワードが分からない

●パスワードはメモしておこう！

最も重要なことはデジタル機器（特にスマホ）のログインパスワードの共有です。

デジタル機器内にアクセスできれば、万が一の際でも、遺族はデジタル遺品を把握することが可能です。

ノートなどにパソコンやスマホのパスワード、取引しているネット金融機関の情報などを記入し、厳格に管理しておきましょう。

なお、デジタル機器のパスワードなどは個人の大切な情報です。共有は家族など最小限にとどめ、適切に管理しましょう。

出典：国民生活センター

問消費生活センター（東庁舎）

TEL 0748-71-2360
FAX 0748-72-3788